

新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応

雲南市子ども政策局
作成:令和2年3月12日
改定:令和4年1月25日
(第7次改定)

■保育所・幼稚園・こども園・児童クラブ

	状況	対応
1	県内発生	通常運営 ※濃厚接触者については利用の自粛を要請する(保健所が指示する健康観察期間)
市内発生		
2	公私立保育所・認定こども園・幼稚園・児童クラブ以外での感染発生	【幼稚園籍】:通常運営 【保育所籍】:通常運営 【児童クラブ】:通常運営。ただし、小学校で感染者が発生した場合は、当該校のクラブの利用を制限する ※濃厚接触者については利用の自粛を要請する(保健所が指示する健康観察期間) ※地域の発生状況により、利用の自粛を要請する場合がある
3	公私立保育所・認定こども園・幼稚園・児童クラブでの感染発生	【当該施設】:当日もしくは翌日から休園(休園期間は状況により判断する) 【幼稚園籍】:通常運営(発生状況により、利用の自粛を要請する場合がある) 【保育所籍】:通常運営(発生状況により、利用の自粛を要請する場合がある) 【児童クラブ】:利用を制限する ※濃厚接触者については利用の自粛を要請する(保健所が指示する健康観察期間)
4	複数の公私立保育所・認定こども園・幼稚園・児童クラブでの感染発生	【当該施設】:当日もしくは翌日から休園(休園期間は状況により判断する。) 【幼稚園籍】:規模を縮小して実施することまたは臨時休園することを検討する 【保育所籍】:規模を縮小して実施することまたは臨時休園することを検討する 【児童クラブ】:規模を縮小して実施することまたは臨時休業することを検討する

■その他の行事・施設・事業

上記の施設での行事	感染防止対策を図った上で施設の状況に応じて対応する
子育て支援センター	上記2又は3で利用の自粛を要請する日から当面の間、閉所する
一時預かり	利用希望児童の発熱等体調の状況など利用前に確認してから利用できることとしたうえで、事業を継続するが、国の緊急事態宣言が発出された区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域からの利用者等については利用を控えていただくよう依頼する。ただし、市内に2週間滞在後の利用は通常通りとする
園開放	上記2又は3で利用の自粛を要請する日から当面の間、中止する
園庭の開放	上記2又は3で利用の自粛を要請する期間は開放を中止する

■実際に市内で発生した際には、島根県雲南保健所、各園と連携しながら対応することとします。

■国の緊急事態宣言(まん延防止等重点措置を実施すべき区域の公示を含む)が発出された場合には、島根県知事からの要請に基づいて対応することとします。